## いじめ防止等基本方針



### 桜川市立樺穂小学校

令和6年4月

#### 桜川市立樺穂小学校いじめ防止等基本方針

令和6年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

そこで、いじめ問題に対し組織的に取り組み、児童の生命・心身を守るために、国の「いじめ防止 対策推進法」等関係法令をもとに「桜川市立樺穂小学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### 1 目 的

いじめ防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### 2 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、と定義する。 (「いじめ防止対策推進法」より)

#### 3 いじめ防止等の基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が 安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ が行われなくなるようにする。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

#### 4 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたり、以下の認識を基本認識とする。

- いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人が気づきにくいところで行われる。
- いじめ問題は被害者の立場に立った指導を行い、いじめを受けている児童を守り抜く。
- いじめは学校の在り方が問われる問題である。
- いじめは学校、家庭、地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 5 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)に関する措置を実効的に 行うために、「いじめ防止連絡会(いじめ防止対策委員会)」を組織する。

- (1) 本連絡会の構成員は、校長、教頭、教務主任、児童生徒支援担当、生徒指導主事、保健主事、 及びPTA代表とする。
- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成

員とすることができる。

- (3) 本連絡会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (4) 本連絡会は次に上げる事務を所掌する。活動内容は、以下のものとする。
  - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
  - いじめ防止等に関する年間指導計画の作成
  - いじめに問題に関する情報の収集・整理・分析及び記録
  - いじめ事案の対応方針及び対応策の決定
  - 職員研修会の企画・立案
  - その他いじめに係わる課題についての検討
- (5) いじめ事案が疑われる場合には、学校長が指名した構成員による「緊急対応チーム」を組織して、調査及び対応にあたり、いじめ防止連絡会(いじめ防止等対策委員会)へ報告する。

#### 6 基本的施策

(1) いじめの未然防止 ~いじめを生まない土壌づくり~

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

- ① 児童に培う力
  - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
  - イ 命や人権を尊重する豊かな心
  - ウ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
  - エ 他者と円滑なコミュニケーションを図ることができる能力
  - 才 自己有用感、自己肯定感
  - カ ストレスに対処できる力
- ② そのための方策
  - ア 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進
  - イ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - ウ 一人一人が活躍できる集団づくり
  - エ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくり
  - オ 他者の役に立っていると感じ取ることのできる体験や機会づくり
  - カ 主体的に取り組むことを通して、困難な状況を乗り越える体験活動の実施
- ③ 教職員の資質の向上
  - ア 校内研修や職員会議でいじめ防止等についての周知を図り、平素から教職員全員の共通 理解を図っていくとともに、指導の在り方に細心の注意を払う。
  - イ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰 囲気を学校全体に醸成していく。
  - ウ カウンセリング能力等の向上を図り、体罰によらない児童に寄り添った指導を行う。

#### (2) いじめの早期発見 ~小さな変化に対する敏感な気づき~

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童や保護者との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

① 日々の情報収集・分析・対応

ア 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

- イ 休み時間や昼休み・放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」体制を学校全体で構築する。
- ウ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- エ 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に 努める。
- オ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- カ 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- キ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ② 教育相談(学校カウンセリング)の実施
  - ア 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
  - イ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
  - ウ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ③ いじめ実態調査アンケートの実施
  - ア アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、児童に対し1か月に1回いじめ実態アンケートを実施する。
  - イ いじめ実態アンケートにおける気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施 し、迅速に対応する。

#### (3) いじめ事案への対応 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任等が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- ① いじめ事案への基本的な対応
  - ア 正確な実態把握
    - ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
    - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
    - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
  - イ 指導体制・方針の決定
    - ・学校長が指名した構成員による「緊急対応チーム」を組織して、調査及び対応にあたる。
    - ・いじめ防止連絡会(いじめ防止等対策委員会)を招集し、収集した情報をもとに対応の方 針を明確にするとともに、対応する教職員の役割分担等具体的対策を決定する。
    - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
  - ウ 生徒への指導・支援
    - ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
    - ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。また、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
    - ・本人の訴えに対し、全力で守る教職員の姿勢を伝え、保健室や等の一時的に危険を回避 する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに、 具体的に心身の安全を保証する。
    - ・他の児童からの訴えに対し、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の 生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止め、情報の発信元は 絶対に明かさないことを伝え、訴え者の身の安全を保証する。
    - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級や学校全体に示す。
- エ 保護者との連携
  - ・直接会って、事実と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
  - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### オ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に教育相談、 日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握をする。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケア にあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していかなければならない。

#### ① 啓発・研修

ア インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。

イ ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での 使用上のルールづくりを推進する。

#### ② 早期発見·早期対応

ア 家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で情報を共 有し指導に努める。

ウ 平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

#### ③ 関係機関との連携

・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

#### 7 重大事態への対処

#### (1) 重大事態

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

#### (2) 重大事態の事案

- 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するが、次のようなケースが想定される。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

#### (3) 重大事態発生時の対応

- ア 事実関係を明確にするための調査(質問票、聴き取り調査)を実施する。
- イ いじめ防止連絡会(いじめ防止等対策委員会)を開催する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- エ 市教育委員会へ報告する。

- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署に通報し、 適切な援助を求める。
- カ 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- キ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ク いじめ防止連絡会(いじめ防止等対策委員会)の継続事案とし、見守り体制の構築する。

#### 8 保護者、地域等との連携

#### (1) 保護者の役割

保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」であり、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものである。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものであり、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

#### (2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

#### (3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ア PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の 情報提供を行ったり、学校・学年・学級・ほけん通信を通して協力を呼びかけたりして、保護 者との連携を推進する。
- イ 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談 を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力 を図る。
- ウ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域ぐるみの防止対策を効果的に 推進する。
- エ 地域の青少年育団体と連携し、いじめ防止に努める。

#### 9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校 評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

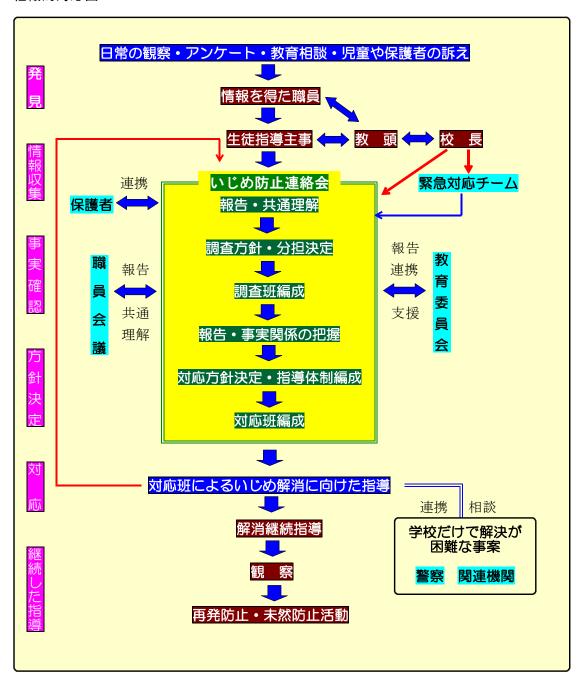
- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

#### 10 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

#### 11 資 料

#### (1) 組織的対応図



#### (2) いじめ早期発見のためのチェックリスト

# いじめが起こりやすい・起こっている集団 □ 朝いつも誰かの机が曲がっている □ グループ分けをすると特定の子どもが残る □ 時定の子どもに気を遣っている雰囲気がある □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている児童	
●日常の行動・表情の様子●	
□ わざとらしくはしゃいでいる	□ 顔色が悪く、元気がない
□ おどおど、にやにや、にたにたしている	□ 遅刻欠欠席が多くなる
□ 下を向いて視線を合わせようとしない	□ ときどき涙ぐんでいる
□ 早退や一人で下校することが増える	
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
●授業中・休み時間●	
□ 発言すると友だちから冷やかされる	□ 一人でいることが多い
□ 班編成の時に孤立しがちである	□ 教室へいつも遅れて入ってくる
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	□ 教職員の近くにいたがる
□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
●昼食時●	
□ 他の生徒の机から机を少し離している	□ 好きな物を他の児童にあげる
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	□ 食べ物にいたずらされる
●清掃時●	
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	□ 一人で離れて掃除をしている
<ul><li>●その他●</li></ul>	
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	□ 理由もなく成績が突然下がる
□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる	□服に靴の跡がついている
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	□ 手や足にすり傷やあざがある
□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	
□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	
□ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	
いいめる側の旧音	
いじめる側の児童 □ 多くのストレスを抱えている □ 家や学	- ☆校で悪者扱いされていると思っている
□ あからさまに、教職員の機嫌をとる □ 特定の	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	を発にのみ強い仲間息減をもう 他の指導を素直に受け取れない
□ 教職員によって態度を変える □ 教職員 □ グループで行動し、他の生徒に指示を出す □ 他の生	
□ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう	- MC(-/) U C MA/MM 1 J AX IF で 1 J
(3) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)	
第一章 総則(第一条—第十条)	
第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条一第十四条)	
第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)	
第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条一第二十七条)	

- 7 -

第五章 重大事態への対処 (第二十八条―第三十三条)

第六章 雑則 (第三十四条・第三十五条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定 する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

#### (基本理念)

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、 児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
  - 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
  - 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### (国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために 必要な措置を講ずる責務を有する。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域 住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見 に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適 切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

- 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がい じめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指 導を行うよう努めるものとする。
  - 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから 保護するものとする。
  - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等 のための措置に協力するよう努めるものとする。
  - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置 その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第二章 いじめ防止基本方針等

#### (いじめ防止基本方針)

- 第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合 的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定 めるものとする。
  - 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
    - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
    - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、 地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う ようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことがで きるものとする。

#### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

- 第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対 人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通 じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
  - 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、 当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
  - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並び に当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」 という。)を整備するものとする。
  - 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必

要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
  - 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
  - 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又は その保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提 供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七 号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要 に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童 等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対 する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじ めの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査 研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### (啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの 重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行 うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校 の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構 成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の 保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思 われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な 措置をとるものとする。
  - 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめ を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認 を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
  - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、

いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察 署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産 に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求 めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置 する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該 報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上 必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に 対して懲戒を加えるものとする。

#### (出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条 第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出 席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるよ うにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### (学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第五章 重大事態への対処

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規 定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものと する。

#### (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する 国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置さ れる学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大 事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
  - 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の 規定による調査の結果について調査を行うことができる。
  - 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人 又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処 又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよ う、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第 百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるもの とする。

#### (公立の学校に係る対処)

- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共 団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しな ければならない。
  - 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処 又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関 を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。
  - 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
  - 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権 限を与えるものと解釈してはならない。
  - 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの 権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態 の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条におい

て単に「都道府県知事」という。) に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設 けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査 を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又は その設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発 生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権 限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使すること ができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に 規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八 条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、 重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の 長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。
  - 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への 対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属 機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果につ いて調査を行うことができる。
  - 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校 設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同 種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域 法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して 行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
  - 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、 重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

#### 第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、 いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に 行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に 評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において 同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当 該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見 及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

#### (検討)

- 第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の 施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて 必要な措置が講ぜられるものとする。
  - 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習する ことができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

#### 理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれが あるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじ めの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並び にいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止 等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。